

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成24年9月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 ナルス柿崎店
所在地 上越市柿崎区柿崎字藤木711番
設置者 株式会社ナルス
- 2 届出の概要及び公告日
概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更(大規模小売店舗の所在地及びその他の変更)
に関する届出
公告日 平成24年5月11日
- 3 意見の概要
 - (1) 上越市からの意見の概要
意見なし
 - (2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
- 5 縦覧期間
平成24年9月25日から平成24年10月25日まで